

第七十一回国会

参議院大蔵委員会會議録第二十二号

昭和四十八年六月十九日(火曜日)

午前十時七分開会

委員の異動

六月十四日

辞任

河本嘉久蔵君

補欠選任

重宗 雄三君

六月十五日

辞任

重宗 雄三君

鹿島 俊雄君

中村 登美君

二木 謙吾君

補欠選任

河本嘉久蔵君

徳永 正利君

西田 信一君

青木 一男君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

藤田 正明君

嶋崎 均君

野々山 一三君

多田 省吾君

青木 一男君

伊藤 五郎君

柴田 栄君

徳永 正利君

中西 一郎君

西田 信一君

松垣徳太郎君

船田 謙君

山崎 五郎君

川村 清一君

竹田 四郎君

戸田 菊雄君

成瀬 幡治君

鈴木 一弘君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵省理財局長

大蔵省銀行局長

事務局長

常任委員会専門員

参考人

社団法人全国相互銀行協会会長

社団法人全国信用金庫協会会長

参考人

尾川 武夫君

小原鐵五郎君

野末 和彦君

山本敏三郎君

後藤 達太君

吉田太郎一君

杉本 金馬君

本日の會議に付した案件

○中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤田正明君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。去る六月十五日、鹿島俊雄君、中村登美君及び二木謙吾君が委員を辞任され、その補欠として徳永正利君、西田信一君及び青木一男君が選任をされました。

○委員長(藤田正明君) 次に、中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、参考人として社団法人全国相互銀行協会会長尾川武夫君、社団法人全国信用金庫協会会長小原鐵五郎君、両君の御出席を願っております。この際、参考人の方に一言ごあいさつを申し上げます。

げます。

先般来、本案審査のため当委員会への御出席をお願いいたしておりましたが、本院の都合により開会日取りの変更を余儀なくされ、多大の御迷惑をおかけしましたにもかかわらず、多忙な日程の中を快く御出席くださいまして、委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本日は、皆さまから忌憚のない御意見を拝聴し、今後、本案の審査の参考といたしたいと存じております。

これより参考人の方々に御意見をお述べ願うのでございますが、議事の進行上、まず、お一人十分程度でそれぞれ御意見を述べた後、委員の質問にお答えいただくことといたしますので、よろしく御意見を申し上げます。

それでは、まず、尾川参考人にお願いをいたします。

○参考人(尾川武夫君) ただいま御紹介をいただきました全国相互銀行協会会長の尾川でございます。

本日は、相互銀行法の一部改正案の御審議にあたって、参考人としてお招きをいただきまして、意見を申し述べさせていただきます機会を得まして、まことにありがとうございます。相互銀行法の一部改正について、相互銀行の立場から、率直に意見を申し上げてみたいと存じます。

話の順序といたしまして、冒頭に、相互銀行の現況について御報告を申し上げます。

相互銀行は、昨年、沖繩の本土復帰とともに、私も業界に仲間入りいたしました沖繩相互銀行を加えて、現在、全国に七十二行ございまして、その店舗の総数は、本年五月末で三千六十七店舗となっております。また、保有いたしましたおひき出し資金量は、同じく五月末で、十兆百二十億

円、また、融資量は九兆五千六百八十六億円で、今日、金融界に占める預金のシェアは約八%となっております。また、わが国中小企業金融分野に占めるシェアについてみますと、全体の二割近い部分を占めており、逐次確固たる地位を築いておると申し上げても差しつかえないものだと存じます。

ところで、相互銀行は、御高承のとおり、昭和二十六年に新しい制度による中小企業金融機関として発足してからすでに二十年余を経過いたしました。この間二度の法律改正によって、そのつど、近代的金融機関としての機構を拡充し、わが国経済の高度成長を背景として、着々とその地歩を固めてまいりました。

第一回目の法律改正は、昭和二十八年八月に行なわれ、このときに内閣府業務の取り扱いが認められました。また、昭和四十三年六月に行なわれました二度目の法律改正により、相互銀行は中小企業金融を専門とする金融機関であることが法律上明文化されておる次第でございます。

しかしながら、最近のわが国経済情勢の推移を見ますと、この数年における国際化の著しい進展、労働力不足に対処する中小企業の資本装備率の上昇、さらには、金融サービスに対する社会的要請の多様化などから、中小企業専門金融機関である相互銀行といたしましても、この際制度を改正して、さらに一層機能の拡充をはかることがぜひ必要となつてまいりました。

その具体的内容としては、一つには、同一人に対する融資限度を拡大していただくこと、二つには、相互銀行に対し、外国為替業務の取り扱いをお認めいただくことの二点でございます。

まず、一番目の問題につきましては、相互銀行は現在のところ、相互銀行法第十条によって同一人に対する融資限度を自己資本の一〇%以内とい

うことに規制されております。しかしながら、日本経済の国際化、大型化の進展につれ、取引対象である中小企業の成長発展もまた著しいものがあり、資本設備率の上昇、あるいは運転資金需要ロットが大きくなるなど、その資金需要額が逐年増加しているのが実態でございます。加えて、これら企業の資金調達状況を見ますと、自己資本の割合が低く、また、資本市場からの資金調達も依然困難であり、勢い中小企業金融専門機関等からの借り入れに依存せざるを得ないのが実情でございます。

このような情勢に対処するためにも、相互銀行の融資機能の拡大をはかり、中小企業金融の一その円滑化をはかる意味合いから、自己資本に対する比率限度を拡大していただくことが、この際、ぜひ早急に望まれるところでございます。

また、二番目の問題につきましては、現在相互銀行が取り扱ひ得る為替業務は法制上から内国為替に限られております。しかしながら、最近、経済の国際化進展に伴い、相互銀行の主要取引対象である中小企業においても、外国為替取引の取り扱ひの需要が逐年ふえてきているのが現状であります。このような実情から、相互銀行の取引先である中小企業の便宜を考え、ぜひとも実態に即した制度の改正が必要とされるところでございます。

以上簡単に、私どもの考え方を披瀝いたしました。が、私どもとしては、今次の改正法案が皆さまの御審議を経て、一日も早く成立することを心から望んでおる次第でございますので、何ぶんよろしくお願い申し上げます。

次に、最近の金融に関する問題について、相互銀行の立場から、若干意見を申し上げさせていただきます。

御高承のとおり、わが国の経済は昨年に入り、昭和四十五年秋以降続きました長期不況を脱して景気は上昇に向かったものでありますが、景気拡大の速度が急となり物価高騰の現象を招来したため、金融政策は本年に入って引き締め基調に転じております。すなわち、日本銀行は本年一月以

降、三次にわたる預金準備率の引き上げ、特定企業の手形買い取り規制、窓口規制の強化、さらには、公定歩合の引き上げなど一連の措置を相次いで講じられ、総需要の抑制をはかるに至っております。この結果、相互銀行も本年の四月から六月期より初めて貸し出し純増額に対して日本銀行の窓口規制を受けることとなりましたが、さらに最近の情勢からすれば、次の七十九月期には四月六月期よりもきびしい指導を受けることが必須であるというように私どもは考えております。もちろん、最近の経済情勢から見まして、規制の趣旨は十分私どもは了解しておりますし、また、相互銀行としても規制ワクの範囲内で、極力中小企業金融ないしは消費者金融の疎通に努力を払う所存でございます。

しかし、現下の不安定な国際通貨情勢、あるいは、金融引き締め政策の浸透に伴う中小企業へのしわ寄せなどを考えますときに、当面、中小企業の経営環境はまことにきびしいものと判断されます。

金融の量的調整の必要性は私どもは十分認めておるのでございますが、中小企業金融専門機関の立場からいたしますと、中小企業金融に対する窓口規制については、何らかの弾力的な運営が必要ではなからうかと考えております。

以上をもつて、私の意見を終わらせていただきますと存じます。御清聴まことにありがとうございます。

○委員長(藤田正明君) ありがとうございます。次に、小原参考人をお願いいたします。

○参考人(小原鐵五郎君) ただいま御紹介をいただきました全国信用金庫協会と全国信用金庫連合会の会長を兼務いたしております城南信用金庫理事長の小原でございます。平素、私たち信用金庫は、諸先生方にいろいろお世話に相なっておりますことをこの機会を拝借いたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日は、本委員会で御審議中の中小企業金融制

度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案について意見を申し上げます。に、信用金庫を御理解いただくため、現状を簡単に申し上げます。

現在、信用金庫の数は、北は北海道の北端から、南は鹿児島から沖縄に至る全国に散在し、四百八十四で、本支店を含めた店舗の数は四千二百を数え、その預金量は、この三月末で十二兆四百四十八億円を突破し、貸し出し額も九兆九千五百三十億円をこえ、政府系金融機関及び民間金融機関を含めた全金融機関の中小企業向け貸し出し額の二二%強を占めております。また、その会員数は三百八十八万人に達し、信用金庫との取引関係にあるものは四千八百万口座に達する実情であります。したがって、国民生活の安定をはかるため、現在躍進三カ年計画を実施し、業界あげてその実現に努力を続けているところであります。このように信用金庫は、わが国金融機構の中で重要な一翼をになうまで成長してまいりましたが、今後中小企業金融の円滑化をはかり、わが国経済の均衡ある発展に寄与するため、信用金庫が健全に発展し、その機能が十分に発揮できますよう一その御配慮と御支援をお願いいたす次第であります。

この意味におきまして、今回の法律改正案につきましては、経済金融の実態に即応して、中小企業金融の円滑化をはかるためにも、本法案の成立を希望するものであります。さらにそれに関連して幾つかの意見と要望を述べさせていただきます。

第一は、信用金庫の融資対象となる会員資格の問題であります。今回の改正法案では、資本金規模を、現行の一億円から二億円に引き上げていただくことになっております。今後わが国経済の国際化、人手不足の進捗に対応し、中小企業の資本集約化、構造の高度化が急速に進むものと存ぜられますのでこれらに弾力的に対応し、中小企業

金融の円滑化と、その健全な発展をはかるために今後とも適時適切に改正していただくよう御配慮をお願いいたします。

第二は、全国信用金庫連合会の機能に関する法律改正案でございます。法案内のように、信用金庫は地域金融機関であります関係上、連合会が元請となり、単位金庫をその代理店として、全国各地の信用金庫が地域住民のため公共料金すなわち、納税、ガス、電気料金等の振りかえ払い、山間地の住民でも、有価証券の払込金や元利金の支払いが地元信用金庫で取り扱ひがでますというようにしたいのでありますので、改正していただきたいのであります。

以上が、今回提案されておる問題について意見を申し上げた次第であります。この際、次の点について今後の問題としてお願い申し上げます。

その第一は、信用金庫の一債務者に対する融資限度の問題であります。現在、信用金庫の融資限度は、自己資本の二〇%か二億円以下のいずれかの低い額とされておりますが、信用金庫は、基本的には中零細企業を中心としたす野金融に徹していくことはもちろんであります。先ほども申し上げましたように、産業構造の高度化や協業化等の進展による中小企業の規模の拡大とともに、取引量の増大により、中小企業の資金需要額は、年々上昇しており、現行の融資限度額では、地元中小企業である地場産業の要請に十分こたえることができないような状況でありますので、実態に即して現行の二億円を、中小企業の実情に即した額まで引き上げていただくよう御配慮をお願いいたします。

第二は、中小企業向け長期安定資金供給問題であります。中小企業は、資本市場の利用が困難なこととあって、長期安定資金の確保がむずかしい。また、政府系金融機関も、財政資金等の制約があつて、その需要を満足するまでには至っておりません。そのため、勢い民間金融機関に依存せざるを得ない実情であります。民間には長期資金

を専門に取り扱う銀行もあります。これは御承知のように大企業中心であり、今後ともこれに多く望むことはむずかしいと思われ。したがって、中小企業に深い理解を持ち、その金融を専門に取り扱う中小企業専門金融機関がこれに当たるのが最も望ましく、中小企業の実態から考え、信用金融が短期金融とあわせて現状より一そ長期金融を取り扱うことができ、それが、その社会的使命遂行の上からも必要であらうかと存じます。ついては、系統金融機関である全国信用金庫連合会を中心とする長期安定資金の供給対策を検討しておりますが、その資金源の確保が必要であります。その方法として、資金運用部資金の外部資金の導入、全国信用金庫連合会による信用債券の発行等が考えられます。この点についても特別な御配慮をお願いいたします。

第三は、外国為替の問題であります。今回の改正法案では、相互銀行さんが外国為替取引を行なうことができるようになったわけでございますが、信用金庫は、先ほども申し述べましたように、中小企業向け貸し出しが二〇％のシェアを持ち、その取引先には、外国貿易を取り扱っておられるものが数多くあります。とくに、地域住民の子弟が、外地勉学資金の送金や、外地からの送金等、国際金融を必要とする人々のためにも、早い機会に外国為替取引の取り扱いができませんよう、法律改正について御配慮くださるようお願いいたします。

第四に、現在会員資格の問題であります。従業員数三百人以下で、資本金では現行一億円、今回改正案では二億円とされておりますが、先ほど来いろいろと申し述べましたように、経済金融の面で、変化の激しい時代を迎えておりますので、現行法は、昭和四十三年六月に制定されたものであり、すでに五年間も経過いたしておりますが、この間に経済の発展は著しいものがあつたのに加えて、貨幣価値の下落もはなだしく、今後とも引き続きこのような状態が続くものと考えられます。

まするので、これに即応して、適時法律の改正をお願いいたす次第でございます。

以上をもちまして私の意見を終わらせていただきます。今回の法律案はぜひひとつ成立いたしますようお願いを申し上げます。御清聴ありがとうございました。

○委員長(藤田正明君) ありがとうございます。それでは、これより質疑を行ないます。

○竹田四郎君 参考人のお二方に、いろいろな概況説明あるいは御要望いただいたわけでありすが、なお、若干の点についてお聞きをしておきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、最近では若干金利が上がってきたという面もあると思ひますが、全体的に、中小金融機関の資金コストの問題という問題は、かなり経営にとって重要なポイントではないだろうかというふうに、私、日ごろ考へておるわけでありすが、けれども、やはり中小企業相手の機関でありますから、あんまり金利を高くするということになりません。と、これまた一方に問題が出るわけでありすが、その資金コストの引き下げということが、やはり非常に大きな問題の一つになっているんだらうと思ひます。両参考人にひとつ、資金コストの引き下げという問題は、一体どんな状態になつていらつしやるのか、これからその点について、どのような措置が必要になつてくるのか、その辺の状況についてひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○参考人(尾川武夫君) 資金コストが現在、都市銀行とか、地方銀行に比べて高いということは、現実の姿でございます。これはやはりその高い理由がございます。

これはまあ第一番に申し上げますことは、一件当たりの取り扱い金額が、他の都市銀行、地方銀行等の金融機関に比べて非常に少ない。これを事務処理をするときに、非常に手間がかかる、人件費はかさむというところで、これが一番資金コスト

が引き下げ得られない要因でございます。

そのほかに、資金コストが高いということは、これはまあこれを安くする方法と共通な問題になるのでございますが、やっぱり合理化を徹底していかなくならぬ。この合理化の問題が一つ取り上げられると思ひます。それから、その合理化の中には、機械化ということによつてコストダウンをしなくちゃならぬということ。それから、良質でいい預金をたくさんいただきたいということ。それから行員の訓練というように、これはやはり資金コストに關係してまいりますので、行員の訓練というものを徹底的に実行してまいりたい、こういうふうなことでございます。

そこで、そのほかにまだ店舗が比較的少ないというところ。この店舗が少ないということは、これは相互銀行の共通の性格——性格と言つては語弊がございませうけれども、慣習的になつておりました。店舗が非常に少なかったから、これを補うためには海外行員をたくさん使わなければならぬということでございます。まあいまごろ金融機関はたくさんございまして、わざわざ相互銀行のために、遠くまで来ていただくというふうなお客さんは少ないものでございまして、したがつて、この店舗の少ない点を補つていくためには海外行員をたくさん持たなければならぬ。また、多少金利が高いということは、やっぱりこれを補うにはサービスによらなければならぬ。このサービスということはお客さんのところへ私のほうから海外行員が出向いてお客さんのいろいろの御要望に應ずる態度をとらなくちゃならぬ。こういうふうなことが資金が高くなつてくる要因でございます。これが実現されれば資金コストは下がっていく。

それから、最も大きな問題は、私どもが常に要望しております、政府のほうから出されます財政融資資金の資金を扱わしてもらつてはできないか。これはもう私どもは長年希望しておりますが、歳入のほうは取り扱わしてもらつておりますが、歳出のほうは全然取り扱わしていただいております。

りません。したがつて、大きな金流れ出ましても、それは回り回つた金が私どもに入るといふことであつて、安いコストの金が直接政府のほうから指定されてそこへ預かつて、これを支払いに充当するといふようなことは全然不可能でございます。さらに、地方におきまして、この地方自治体の指定金融機関になることが非常にむずかしいと思ひます。これもどうしても地方財政の金を取り扱わしてもらいたいと思ひまして、今日まで努力しておりますが、なかなかこれが許していただけません。そこで私どもは、先年米からこれは積極的に、——まあやっぱり非常に預金が少ないので苦しいのですが、しかしながら、地方債等を積極的に持たしていただいて、そして私どもも地方自治体のほうに御協力を申し上げておるといふ誠意を認めていただいて、そうしてもうこの指定金融機関にでもしていただきたいというふうなことで、せいでい努力しておる次第でございます。

まあ大体かようなわけで資金コストが高いので、これを充実すれば資金コストが安くなるというところであらうと思ひます。ことを申し上げて。○参考人(小原鏡五郎君) お答え申し上げます。信用金庫は、この法人預金が少なく、個人預金が多いたつたのが特色でございます。そういうふうな面からいまして、先ほども申し述べましたように、口座が四千八百万口座も持つてるといふことで、非常に小口の個人預金が多いというところ、それから、定期性の預金が比較的多い。個人の預金ですから、普通預金であるとか、当座預金であるとかといったような、要求払いの預金が多か。金融機関に比較して比率が少ないものであります。そういう関係上、金利負担というものが、ほかの金融機関よりも若干高くなるというところ、先ほど申し上げた小口の預金を非常にたくさん預かつておる、また貸すのも、非常に、すそ野金融といひまして、おそらく貸し出しの人数、件数においては、私ども、ほかの金融機関に件数では絶対負けていない。数多くの貸し出しを行なつており、小口でもつてたくさん扱つておる

ということが特色で、どうしても資金コストがその面からは高くなる、こういうふうな思いをしますけれども、しかし、信用金庫としましては、中小企業、一般大衆に対する貸付金をできるだけ金利負担を低くするというふうなことに努力しなければいかぬということ、一店舗あたりの資金量をできるだけ高めること、それから職員の一人頭の資金量をできるだけ高めるといふような経営の合理化ということも努力しておるようなわけでございます。そういう意味からしまして、できるだけコストの引き下げに努力いたしておりまして、最近におけるコストにつきましては、かなり信用金庫のコストの引き下がったということについては、これもかなり私どもは努力いたした、こういうふうな思っております。

以上お答え申し上げる次第であります。

○竹田四郎君 いま尾川参考人のほうからもお話しがあったわけですが、公金の問題なんです、これはいまだ道府県、市町村というの、昔と違って、いまの予算規模というのはいへん大きくなっているわけです。そういう点で私は、公金というものをもう少し中小金融機関で扱うべきではないか。特に、いま小原参考人からもお話しがありましたように、小口の定期性の預金が多いということになりますと、やはり私は、ただ県や市町村の金を預かるということもありますが、もう一つは、そういう小口の定期性預金ということになりますと、やはりそういう預金が市町村の事業のほうに回っているのだという認識というふうなものを与えるということ、これは私は、いろいろな地域で問題になっている諸問題と対応しても、もっと中小金融機関というものが国の公金を、先ほどお話しがありましたように、扱うのももちろんであります、もう少し地域の公的機関の金というものをと扱えるように、皆さんのほうも御努力なさる必要があるのじゃないか。あるいは国のほうの指導も、その点では扱わせるような指導をもう少ししてもいいのじゃないか。そうすることが、やはり中小金融機関のコス

トの問題にもたいへん響いてくるのじゃないか。それと同時に、地域の政治というものと、地域の金融機関と、それに伴うところの会員の人々との関係というものが、お金を通じて一体化されるという意味では、もう少し相互銀行なり信用金庫なりが、もっとそういうものを扱っていいのじゃないかと思うのですが、その辺はどうなんですか。もう少し扱えるんですか。国のほうの指導、あるいは県や信用金庫なんかは地方の財務局ということになるかもしれない。あるいは県なんかの指導もあるだろうと思いますが、そういうところがあえて扱わせないようなことをしているのですか。どうもあふないとか、あるいは資金量が少なから当てにならないとかいうようなことで扱わないようにしているのですか。その辺の実態をもう少し、どちらからでもけっこうですが、ひとつお話をいただきたいと思ひます。

○参考人(尾川武夫君) 私どもは、信用が薄いから取り扱わしていただけないというようなことは毛頭考えておりません。今日まで私どもは、使命の達成のために最善の努力を払っております関係上、相当な信用は得ておると存じております。ございまして、しかしこれは、私どもはほしいというところは、現在、都市銀行あるいは地方銀行もそういうふうな指定金融機関として指定されておられますので、放したくないというのは、これはまあ人情だと思ひわけでございます。そこで、まあ私どもは、事あるごとに日本銀行に一般代理店を認めてもらいたいということをお願いしておりますが、これはもうとうてい今日までは不可能だというふうな状況になっておまして、決してそういうものに熱意が足らぬと、それでもええんだとか、あるいは信用が薄いから、それでもええないのじゃないかというふうなことは決してございせん。

○竹田四郎君 まあこれは、あとまた当局のほうにひとつその辺の問題は聞きたいと思うのですが、私、かつて関係していた県の立場でいきますと、信用金庫とか、相互銀行なんか、ほとんど金を取り扱いたないのですよね。しかもこれは、かなり大きな額というのが相当期間預けてある場合があるわけですよ。特に、事業をやっている企業局みたいなところの金というのかなり長期にわたっているわけなんですよ。それが地域のいろいろな工場立地、工場団地をつくるとか、あるいは埋め立てをするとか、あるいは建築関係、住宅関係の仕事をするとか、そういうところの金というのはかなりあるのです、豊富なんです。こういうものというのは、私は、やっぱり大銀行にばかり金を預けておくという必要はともなうな感じがするんですが、そういうような点を改善すれば、やはり資金量の問題、資金コストの問題というものは、すべてが解決されると思ひます。せんけれども、かなり経営的なコストの面でも楽になるんじゃないか。国とともにそういう地方団体の金というものはぜひ皆さんの手で扱っていただく。特に、市町村段階といえ、もう皆さんの地域と密着しているわけですから、その辺の問題は考慮してみななければいけないと思ひわけです。それから何か、私、ある新聞でちらっと見て、その記事を持ってきたわけではないんですが、相互銀行が、どうも最近日銀の貸し出しがきつくなってきたというところで、まあ日銀というのは、たいへん相互銀行さんはこわいらしくて、日銀がこわいから、中小企業への融資もかなり引き締めていると、こういうような記事を読んだことがありますが、そういう意味で、必要以上に、中小企業への金融を引き締めているというふうなことを、ちらっと私見たわけですから、それを記憶しているわけですから、そういう面はどうなんですか。どうも最近、中小金融に対するあり方というのは、あちこち私の地域で回って見ました、たいへんきびしくなってきたと、こういう感じが強く受けるわけですから、これはひとつ小原参考人にお聞きしたいと思うのですが、何か東京興信所の調査によっても、五月の倒産件数というのはかなりここふえてきております。負債金額というの、いままでの数倍にのぼっている

ようでありますけれども、これなども、それ以上の新しい資料というの、私いろいろさがしてみたいのですけれども、大蔵省でも、中小企業庁でも、どこでも、最近の資料はないと、あるいは去年かこし、せいぜいこしの三月までだという。金融緩慢の当時の資料はあるのですが、最近の引き締めがかなり強くなってきたときの資料というものはほとんど数字で示しすることはできないと、まあ勘でのみしか言えないと、何か締まってきたような勘がすると、こういうお話なんです、特に、小原参考人に、最近の中小企業の、小零細企業の金融環境というものがどんなふうになっているのか、具体的にもしいろいろの数値がございましたら、数値でお示しただければ幸いですと思ひます。その辺をお二人の方からお答えをいただきたいと思ひます。

○参考人(小原鐵五郎君) お答え申し上げます。最近の引き締め政策によりまして、やはり大企業と、中小企業の中でも、まだ上のほうの部分はさほど引き締めの影響があまりないのじゃないかと、こう思っております。まだ過剰流動性が相当あるんじゃないかと、こういうふうな思っております。ただ、中零細企業になりますと、この引き締めが始まりましたから、だんだん何らか、手元流動性と申しますか、そういうものが少なくなってきたと、こういうことで、おそらく六月から七、八月にかけては、かなりそういう面がはつきり出てくるのじゃないかと、こういうふうな感じを持っております。まあいろいろと最近の統計等が、日本銀行から出された統計局の資料の中にも出ておりますけれども、その中でも、この引き締め後、大きなところはまださほどでないけれども、しかし、大きなところは順次この引き締めがこの秋あたりからはきいてくるのじゃないか。これが現在のいろいろなインフレを防ぐという金融の面からの大きな国の政策とは思ひます。けれども、中零細企業は、かなりここへきて手元流動性が少なくなってきたということはお答え申し上げます。その辺をお二人の方からお答えを

思っております。

○竹田四郎君 何か数値でございせんか。

○参考人(小原鐵五郎君) 数字は、これはちよつと——うちの事務局から説明させます。

○委員長(藤田正明君) ちよつと待ってください。

○参考人(小原鐵五郎君) ちよつと待ってください。これは委員会の規約ですから。

○参考人(小原鐵五郎君) よろしゅうございしますか。

○委員長(藤田正明君) ちよつと待ってください。委員会の規約で、参考人以外の発言はできませんので……、竹田君、あとで数字を……。

○竹田四郎君 あとでひとつお願いいたします。

○参考人(小原鐵五郎君) あとでその数字を先生のところに差し上げますから……。

○竹田四郎君 はい。

○参考人(尾川武夫君) 引き締めはどういうふうに響いているかというところをお尋ねにしてお答えをいたしますが、私どもはマクロ的に見て、これは引き締めには、やっぱり全資金量の八%も占めておるのでございしますから、これはもう私どもは、基本的にはやっぱりついていかなければいかぬと、積極的に引き締めを協力するという態度ははつきりしております。しかし、実情としてはなかなかそう楽でないというのを申し述べてみたいと思つてございします。本年の一月から金融政策が引き締めへ転換され、特に、四月以降公定歩合の引き上げ、窓口規制の強化などで、本格的な引き締めの措置がとられております。当面相互銀行の窓口から見ると、中小企業の景況は、堅調な内需にささえられ、依然上昇傾向を続けており、現段階では引き締めの影響と見られるような目立った現象はあらわれておりません。このために、資金需要は景気の上昇を背景とした増産、増設、増販等に伴う増加運転資金の需要を中心にかなり旺盛であります。また、これまで低い水準で推移しておりました製造業の設備資金の需要も、一部には台頭しております。このほか、個人の住宅資金需要も一向衰えを見せず、また、最近

では、原材料等の物価高騰に伴う増加運転資金、資材不足等に伴う工事遅延のためのつなぎ資金、先き行きの引き締め強化を見越しての資金需要等が目立っております。

このような実情に対して、日本銀行の規制によつて、貸し出し増加額を抑えられておりますので、各地区の相互銀行といたしましては、次のような方法で切り抜きたいというように考えております。これは個人のローンとか、住宅ローンというものは、これは、ワクは確保していかなければならぬ。ただし、住宅ローン等でも、マンションを建てるとか、あるいは第二ハウスを建てるというふうなものは、私どもはお断りを申し上げておりますし、金額のかさむものに対しても、とにかくゆるむまでひとつわずかな金でしんぼうしていただかせんかというふうな交渉をしております。

それから、大企業向けの融資はむろんいたしません。大口融資それから、土地の関連したものの、レジャー関係というふうなことにしても融資は遠慮していただきたいというところで抑制しております。既住の取引先をどうしても優先していかなきやならぬ。これはだいたい都市銀行あたりの締め出しのあたりを食つて、私どもに中小企業の方々がおいでになつておりますが、これは、私ども、本来のお客さんをまず大切にしなきゃならぬというところで、こういうふうな方を第二次的のうな見方で取り扱つていこうじゃないかといううなことを考えております。それからどうしよう急に要るんだといううな現下のボーナス資金とか、中元の仕入れのもの等に対しては、やっぱりひとつ金を出していこうじゃないかと、そして中小企業にお困りにならぬようにしたいと、こういうふうな考えでやつておりますが、まあ、なだれ込みの状況でございします。これは数字から見ますと、これは日銀の統計でございしますから間違いないと思ひますが、金融緩和の最中であつた昨年の一月から三月期の都銀の貸し出し増加額のうちで、中小企業向けの、これは個人を含んだものの

シェアが大体三八%でありました。これが、金融引き締めに転じました本年の一月から三月期には二九%、約一〇%ダウンしておる。こういうふうな一〇%に相当するお客さんが私どものほうへおいでになつておるといふうな現況であらうと考へます。

そこで、五月分の資金量、融資量を見まして、これはもう引き締めのワクで実行してあります関係上、融資量が月中旬に百十億円を増加いたしました。これは、この増加額は、五月中としては、昭和四十三年以降一番低い金額になつておるといふことを御報告申し上げます。

○竹田四郎君 どうも中小企業に対する金融というの、いまの尾川さんの御発言でも、何といひますか、たゞま論のような、私、気がするんですが、たいへん失礼ですが、大蔵大臣に聞いても、日銀総裁に聞いても、中小企業に対する金融というの、決して締めていける指導はしてない、いまでもあなたも、本来のお客さんを大切にすること、ほかのほうはあまり貸さない、このようにおっしゃつてはいるんですけれども、どうも末端を歩いてみますと、これはどうもたゞま論のうな感じを私は受けるわけです、悪いですが、やっぱり本音のほうは締まつてきた。こういうわけで、非常に中小企業の経営を悪くして、どうしても労働節約的な投資といううなもの、これはしなくちゃならない。また、資金もこの物価高で上げざるを得ない、それだけ人がこない、運転資金等も全体が少ない。かなり、普通なら、私どものところへ頼みにこないのに、何とかひとつ頼んでくれないかといううなことが最近、かなり多いんです。実際、一日に一件ぐらいありますよ。そういう点を見ても、かなり私はいま尾川さんがおっしゃつたような、なるほど、そういう方向だということにはわかる。実際の末端の窓口へ行きますと、どうも押えている。片方では資金コストを下げていこうとしなくちゃならぬということになれば、なるべく大口にやつたほうが下がる

いうのは、先ほどおっしゃつたとおり。ということになると、どうも末端というところは、やっぱりつい本音が出てしまふ、本音でやっているという感じがするわけですね。で、最近、商社なんかの行動を見てみましても、なるほど、いろんな商売をやっている点もあるんですけれども、その商社が金融面にかなり出ておりますね。まあこういう面なんというの、むしろ皆さんがもっと手当てをしてやらなきゃいけないんだけれども、皆さんの手当てが十分でないから、そういう、商社のほうがいろんな先のことも考へて、あるいは系列化等々も考へて、むしろ金融をやっているといううなことになると思ひますが、その辺なんかに、それはあなたの方の能力の範囲外なかもしれないと私は思ひますけれども、やっぱりその辺にも問題があるんじゃないかという感じがするんですが、そういう点で、最近、商社、企業がかなり金融をやっているという面については、あなたはどのようにお考えになりますか。また、それはどうあるべき、そういうふうにあつていいのかわるのか、その辺のお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○参考人(尾川武夫君) 私は、実態がそういうふうなことがあるうとは考へておりませんが、金融は、定められた私どもの金融機関がこれを担当しておりますので、それは邪道だと考へております。引き締めで苦しいというところは、これはもう現実の姿ですが、何とかして、これ以上に物価が上がるというところじゃ困るんだから、お互いにしんぼうしていきんだという精神は、これはお客さんにもわかつてもらわなきゃならぬと思つてございします。しかし、私どもは、いまそう言いがたがるといふうなお話のようでございしますが、そんなことは決してございしません。私どもは、中小金融機関でございしますから、現在までも、大體お客さんの八〇%は三百万円以下のお客さんでございします。そういうふうな小さく区切つてお貸

してあるので、あの二〇%幾らかの、それでもやっぱり一千万円から一千五百万円のところがあとの二〇%、八〇%を除いた二〇%はそのようなところへ出しておまして、もう五億円というように金を出してあるものは、これは件数でゼロでございまして、決してそういうところへやっています。……、利益をただ追求するために、中小企業のお客さんを犠牲にして大きく出すというような考えは、毛頭、末端まで持っていないと私は信じております。まあ先生のところへおいでになる、私はそうだと思います。それはお困りになりますので、先ほど申し上げましたように、私のほうも二次的のものは、その余裕資金というような態度をとっておりますから、だから、他の金融機関で締められた方がおいでになる、先生のところへおいでになって何とかしてくれと、これはもう背に腹はかえられないような中小業者はつらい立場に立っておりますから、当然だと思いますが、先生のおっしゃる通りに、商社がそういうふうなことをやるとか何とかいうことは、私は聞いたことはございせんが、あまりにも邪道だと考えております。

○竹田四郎君 時間がもうありませんから、あと二点ばかりお聞きして終わりたいと思っておりますが、中期預金制度というのは、最近大蔵省なり、あるいは大銀行あたりでかなり進めているんですが、これは小原さん、あるいは尾川さんの立場から考えて、こういうやり方が、皆さんが先ほどからおっしゃっている、長期の安定資金というものを皆さんのほうに確保できるかどうか。皆さんのほうから、あるいはほかのほうへ取られてしまふというふうな、そういう点はこれは関係ないのかあるのか。この辺が一点ですけれども。

それからもう一つは、最近の、これは皆さんのほうでおわかりになるのか、わかんないのか、これは私もわかりませんが、たとえば、受け取り手形の支払期限というふうなものは、一体最近の動向はどうなっておるのか。

それから、あとは要望なんです、やはりこの金が締まってきたと、借りたほうに對しては、歩積み両建てというのには明らかなもの、あるいは広義の拘束預金もあるでしょうし、そういうようなものをどうしてもやっていってしまふ。こういう傾向は大体あるわけですから、歩積み両建てをやらないといけないという規定もあるわけなんですけれども、しかし、実際上は、背に腹はかえられぬというおことばがありましたけれども、そういうふうな形で、歩積み両建てというものが、また一つそういう傾向が出てくるんではないだろうか。いまのところ現状はどうですか知りませんけれども、こういうことはひとつぜひやめていただきたいというふうに思うわけでありまして、ひとつ中期預金と、最近の受け取り手形の、台風手形とか何とかいうことがこの前も出てまいりまして、どうもかなり長い手形が最近出始めておりまして、これは私も耳にするわけでありまして、そういう面で、手形の決済期限というのは最近どうなっているのか、この辺もあわせてお聞かせいただきたい。

○参考人(尾川武夫君) 先生のお尋ねになりました中期預金の問題でございまして、これはいろいろ私どもは考えておいて、いいところもあるし、また心配する点もございまして、過剰流動性の資金を、高い利息をつけて、そうして吸収するという基本的立場からいえば、私はこれは当然だと思っておりますが、しかし、はたしてそういうふうなもの、預金が金利を、たとえば、想定されておるような二・五%とか、二年もので上げるといふようなことで、流動性の個人預金がそこへ入ってくるかどうかというところは、やってみなくちゃわからない。金利が高いから流れてくるだろうというところは考えられますが、私も一番心配しておりますのは、これが、やっぱりそういうふうな過剰流動性の資金が吸収されることでなしに、自分とところで預かっておる三カ月とか六カ月とか一年とかいうような定期預金が、ここへシフトするんじゃないかと、こういう懸念が一番多い。こ

れは、シフトをするんでは、金利がかわらばかりで、何らその中期預金を定められても、これは過剰流動性の吸収には役に立たないということでございますので、金利が多少かきましても、預金がどんだん入って来れば、これは私もはしのいでいけると、こういうふうな考えをしておりますが、私は、そういうふうな預金の種類がどんだんどんふえていくというところが、いいのかわいのかというところは疑問を持っております。なるべくなら、単純化されたほうが事務処理にも楽だし、コストダウンにもつながるんだということを考えておりますが、いろいろな点から見て、こういうものが必要だという理由もわからぬことはございせんので、私も、その指導方針についていきたいというふうな考えを持っております。そのためには、自分のところの預金が、右から左へシフトするんでなしに、いわゆる町に流れておる、特にポナスとか何とかいうようなものが現在まいておられます。こういうものに対しては積極的に働きかけて、そして預金を取っていくというふうな考えを持っております。

まあ一つ心配なのは、郵便貯金がどういうふうになるかというのを私も心配しております。これは、やっぱりお客さんが、中小企業金融をやっております私どもと、大体郵便局のお客さんとは共通のお客さんでございまして、このほうが金利が高くなるというのであれば、同じ流動性のものをどこへ預けようかというその時点では、やっぱり金利の高いほうへ預けたほうがいいじゃないかと、それなら銀行よりも郵便局のほうがいいから、郵便局のほうにいくというところになつて、私どもはほうにたくさん流れていくということになって、郵便局のほうにたくさん流れていくということでは、私のほうも非常に苦しくなるし、そういうことは、私は、金融行政の立場からまますいのではなないか、だから、そういうふうなものは、やっぱり郵便貯金というものは、大乗的な見地から、共通のそろばんが出るんだというふうな、郵便貯金のはうの金利も定めてもらえば、非常にぐあいが

いい、それでなきや困ると考えております。それから、受け取り手形のことでございます。これは、よくわかりませんが、受け取り手形——いろんな手形が出るということもございまして、手形の期日が延びるということ、これは私は、こういう引き締めになれば、当然だと思っております。これは、大企業から下請へ流れる手形が、普通の場合には三カ月が常軌的、あるいは長いのは六カ月期日かもしれないが、これがやっぱり大企業のはうが金が詰まってまいりますから、そのしわ寄せは中小企業にやってくる。だから、中小企業が非常に長い手形を持つておる。この長い手形を、やっぱりわれわれのところのワクもそんなないものですから、長い手形は困りますというところで、中小企業者がお困りになる。ですから、その手形を割らずに、もう少し短い期間の金を融通しますから、これで御用立てによつてまかなつてくださるというふうな形になるものだと考えております。すでに、もう大企業から流れた手形が長期になつておるといふことははっきりしております。

それから、歩積み両建てでございますが、これは、前から私どもは、大蔵省から非常に厳格にこれを処理するように言われておりますし、それから、検査のときでも、特に、歩積み両建てに對しては、非常な厳格な御検査を受けております。私どもは、もう今日まで積極的にこの歩積み両建てはゼロにしようというところで心がけておまして、現在の時点におきましては、金利措置をほとんどいたしまして、もうほんのわずかに残っております。率でいうと二・九%ぐらいの金利措置しかしてない。金利措置をすることになりますと、お客さんは、その歩積み両建てに對して、そこへ寝かしておいて損されるのを、貸し出しの金利のほうで引いておられますから、そうしてお客さんも、そう金が寝ておるからというところで、そう負担ばかりかかるといふことではないわけです。しかも、これは、やっぱり話し合いの上で、御了解をつけておりますので、決してそれがために、お客

さんが非常に重荷をかけられたというようなことでは、私もこれは検査のときにみんなひっかかってまいりますから、それはできませんから、十分御納得の上で、金利措置によって、この歩積み両建てというものはゼロにするというような態度をとっておるのが現状でございます。

○竹田四郎君 小原さん、何か違った御意見があったら……。

○参考人(小原鐵五郎君) では……。

いま中期預金の問題と、それから手形が長くなっているという問題と、歩積み両建ての問題と、三つをお尋ねになったと思います。

第一の、中期預金の問題でございますが、先般、私、衆議院の大蔵委員会に出しても申し上げたんですが、これはどちらかといいますと、一番最初に言い出したのは、都市銀行さんが言い出した。ところが、都市銀行さんが最近、何と申しますか、マンモスの資金量にものをいわせて、いまではわれわれお互いが、専門金融機関がいろいろやっていたわけなんですけれども、何でもかんでもほとんど御自分のほうでやっちゃおうと、こういうふうな考えのようですね。むしろ中小企業金融もやれば、あるいは証券業もやれば、何もかも全部自分のところでやっちゃおうというふうな姿勢そのものに対して、私は、非常に疑問を持っておるわけなんです。先ほどいろいろお話がございましたが、貿易商社が最近非常な社会悪を起している、こういうことは、八百屋の仕事であるが、魚屋の仕事であるが、全部貿易商社が自分のところでもってやって、いままで中小企業やほかの人たちがやっていたものを、全部商売はひとつ貿易商社がやっちゃおうというところで、いわゆる寡占体制をとることによって、大きな資本にものをいわせてやっている。これが今日の社会悪を起している、こういうことなんです。そういう面からいまして、いまいろいろなことを都市銀行さんが打ち出して、これもやろう、あれもやらせろということをやっておりますけれども、その態度が——この中期預金もそこから出発

したということ、あらゆる金融という面について、都市銀行さんが一手でもって何でもやっちゃおうということ、もしそういうことになった場合に、日本の中小企業なり、一般国民大衆の金融はどうなるかというのを考えた場合、そういうことをどしどしやらせることが、これは将来、いまの貿易商社が社会悪を起しておりますけれども、それ以上の社会悪を起さないとも限らないというところで、私もこれはこれに対しての反対をしておるわけです。金利が高いとか安いとかというよりも、その態度自体があまりおもしろくないし、これをやらせることが国民経済的にまずい、こういうふうな考えて私は反対しております。

それから、その次の手形の問題でございますが、最近手形につきましては、現在でも非常に長くなっております。いま尾川さんからお話がございましたが、原則は九十日以内ということになっておる。九十日以内の手形というものは、おそらく私は、手形全体の割にもないんじゃないかというところで、大体六カ月から、まあ二百十日というふうなこともありますが、二百十日というふうな手形もかなり出回って、九十日以内が少なくて、長期化しておるというのが現状じゃないか、こういうふうな思っております。

それから、歩積み両建ての問題でございますが、歩積み両建ては、信用金庫も大蔵省の御指示に従ってほとんど現在その処置をいたしました。いたしましたが、ただここで、私個人としていろいろ考えておりますことは、中零細企業の立場になりますという、金も借りて、借りていけるけれども、幾らかの余裕がない、これは金融機関のベースでなくして、中零細企業の立場から考えまして、安い商品を売ってきた人がある、また安い材料を売ってきた、ところを、全然金がないければ、どこから金を手当てをしなければならぬ、その場合に、中零細企業はなかなか金がちよっくら借りられないところですね、大企業なら右から左へ金ができますけれども、そう

すると、勢いもう金融機関から借りちゃっているからということで、やはり高利貸しから金を借りるような場面があったときには、かえってその人の商売が円滑にいかないというふうな場面もございします。そういう意味からいまして、極端に歩積み両建てをしないようなことはやっちゃいけませんけれども、御自分が自発的に、自分の商売の円滑をはかるために、まあ金は借りていけるけれども、預金もしておくといいようにしなさいという商売が円滑にいかない。いわゆる自発的に、まあ歩積み両建てになるような形になっても、そういうものまでいけないということだといふと、これは私は、金融機関のベースでなくして、むしろそういう中零細企業のところへあいきから、商売の円滑化からいって、若干の余裕を持っていたほうがいいんじゃないか、こういうふうに思っております。

それから、中零細企業ですと、必ずしも全部期日に落ちる手形ばかりございません。もしも不渡りになったときに、つまり手形の買い取りをしなればならない、買い取りをするために資金繰りが困って、やはり高利の金を高利貸しから借りるということになれば、むしろそういうためにその人が破産、倒産を招くということも考えられます。極端な歩積み両建てと申しますか、五百万円の金を貸るために、一千万円の証書を書かしたというふうな、極端な歩積み両建てをしているようなことがあれば、これは厳重に私は、処分をしていただいてもけっこうだと思えます。自発的に面は、これはやっぱり若干お考え願うことが、金融機関のベースでなくして、中零細企業のために、こういうことも必要ではなからうかと思えますので、その点を申し上げたいと思います。

○戸田菊雄君 お二人にお伺いしたいんですが、いま竹田委員の質問とあわせまして、関連する問題を最初に聞きたいんですが、中期預金制度ですね、これは小原さんのほうからは反対の態度、主として都市銀行の態度がけしからぬということ、

それはいずれにしましても、大蔵省の態度としては、私の理解する限り、都市銀行の要請を受けて、田中首相あるいは大蔵大臣、これが提唱して、おそらく七月か八月ごろにそういう預金制度設定に踏み込むのではないかと、こう考えるんです。そういうことをやられますと、私も、理解としては、一つは、何と云っても、銀行相互間の資金シフトというものが起こるのではないかと。もう一つは、何と云っても、高金利の預金制度ですから、勢い郵便貯金とか、あるいは財投などの政府貸し付け金利、こういったものの金利総体の改廃がどうしても必要になってくるのではないかと、こういうことも考える。一面、都市銀行、ことに上位のそういった銀行の寡占体制というものが進むのではないかと。加えて、相互銀行や信用金庫等に対しましては、非常に、何と云いますか、ひとつの経営圧迫ですね、そういう状況が必ずくるのではないかと。それで大蔵省は、できれば中小金融の統合もあわせて指導強化する考えがあることは間違いない。こういうことを含めて、いろいろの政策がやってくるのではないかと、こういうふうな考えをしておりますけれども、その辺の御理解は、実際やっております小原さんや尾川さんはどうお考えになつておられるかひとつ聞きたい、それが第一点。

それから第二点は、この信用金庫の新聞、これをいつももらっておりますから、克明に読ませていただいているんですが、最近きたものを読んでみました。さつきコスト問題で、非常にこれは信用金庫、相互銀行というものは利子が高くなるというところはあたりまえですね、さつき言われたとおりです。口座件数を考えても、これは小口です。それから、そういう面をいくんですから、当然のことだと思ふんです。そういう問題を考えますと、それを何とか食い止めるために、どうも労働条件、こういう面でも急速にきているような気がするんです。いわゆる経営合理化、機械化導入、その他いろいろあります。さつきいろいろ御意見を述べられたように。しかし、これはいつですか、五月二十一日、信用金庫新聞ですね、この

中で、常勤役職員の人たちの人件費をちょっと見てみました。そうしますと、四十八年度現在で一人平均十四万六千円、私はもっと高いだろうと思つた。少なくともいまの状況からいけば、手当関係を考えても五カ月ぐらい入つておる。それが信用金庫、相互銀行の計算でいくと十四万六千円ですから、そう高いことはない。これは税金その他のこれから引かれていくわけですから、おそらく見通しでいって、五十年で十九万にしかならない計算ですよね。いま四十八年で、二年後ですね。少なくとも物価上昇は一一％こえているんですからね。こういう景氣過熱状況の中で、今後ともどんどんどん上がつて經濟變動があるということになる。こういう状況じゃ、これ以上面的に合理化されたら、私はたいへんだと思ふ。だから、そういう意味においては、合理化にも限度があると思ふですね。それから一面は、週休二日制というものは常識になつてゐるんですから、国内の各種産業においても、これは、製造業、各般の産業計数を見ましても五二％いつてゐるんですから。そういう面から考えれば、金融機関だってこれはもう週休二日制に踏み切らなくちゃいけないということですから、人件費のコストをこれ以上下げるといふことは、私は不可能だと思ふ。そういう中で、経営の健全化をはかつていかなくちゃいけないわけだろうと思ふのですけれども、こういう週休二日制や人件費の極端に低い計画作成というものは、ちょっと私から見ると誤りじゃないんだらうか。これが第二点です。

それから第三点は、さっき店舗数が少ないといふことを言われましたね。これは大蔵省の調査なんですけれども、四十七年の九月現在で相互銀行二千九百九十六店、それから信用金庫が四千九十七店、信用組合が二千百七十五店と、こうあります。都市銀行、地方銀行とございますが、具体的にどの程度増殖をしたらいいのか、この辺のお考えがあったら、ずばりひとつ教えていただきたい。

て、まずお伺いしたいと思います。

○参考人(尾川武夫君) 中期預金のお話からだんだんと統合のほうへ向いていくんじゃないかというようなお尋ねでございますが、中期預金——中期預金だけじゃないと思います。そういうこと、いろんなことをやるから、だからしまいには統合のほうへ向いていくんじゃないかというような御質問だと受け取っておるのでございますが、中期預金は、これは、私どもも、小原さんと同じように、積極的に、これ、やるべきだという考えは毛頭持っておらないんです。ただ、そういうことで、理屈はそれによって余剰資金が吸収されるんだということであれば、私ども相互銀行だけが反対してもしょうがない、だからついでにこうというような考えでございますが、こういうものを、いろいろなことをやりまして、しまいには統合というようなところまでくるんじゃないかというようなことなんですが、私どもは、統合の問題でございしますが、これは、法律案が四十三年にできまして、統合は他の金融機関に移行できるというような規定になっております。統合は合併ですから、もう前からあるんですから、相互銀行というようなものは、中小金融機関は、私はどうしても、現在の日本の産業構造が中小企業が中心なんですから、だから、中小企業が他の都市銀行あたりに全部行つてしまつて、そして中小企業金融というものは片手間にやるんだというようなことでは、とても中小企業者は、これはやっていけない、だから、中小企業者を対象とする中小金融機関というものは今後ますます拡大されていかなければならぬものだ、こういうふうに考えておりまして、他の異種の金融機関と合併をするとかなんとかいうことは毛頭私は考えておりません。ただ、相互銀行の中では弱いものもございますから、こういうものがお互いに状況によつてこれが合併して、そうして力をつけていこうというようになりますが、私はこれは喜ぶべきことだと考えておりますが、御高承のとおり、合併というのは非常にむずかしいものでございますから、なかなか

かそういう時期はよほどの時を経ませんともいらないというふうな考えを持っておりますが、私どもは、異種金融機関に合併されていって、そして中小企業者の金融をながしにするというようなことはしない。これは行政のほうの指導される立場でもそういうのお考えだと思っております。私どもはそういう固い信念を持ってやっています。

それから、合理化が労働強化になるじゃないかというようなお話、それから、週休二日制の問題でございますが、私どもは、合理化というものが、労働強化というようなことが合理化ではないという考えを持ってやっております。むだを、回り遠い仕事をやめてしまふ、カットしていつて、そして一番近い道で、一番効率のある仕事をしようじゃないかということがこれ合理化。ただ私は、行員の研修あたりも、協会でも、これは非常に重点を置いてやっておりますが、これは私、一つの合理化だと考えております。

そこで、労働者を犠牲にして何とかなんとか、いま平均賃金のお話ございましたが、これは私どもも決して高いとは考えておりませんが、私どもといたしまして、男子が大体平均で十四万円ぐらい、それから女子が七万二、三千円ということで、決して高いとは考えておりませんが、しかし、現在のような物価高の情勢では、これはやっぱり行員の生活の向上ということには、一番私ども意を注がなければならぬことだと考えておりますので、決してそういうふうな従業員を犠牲にしてでもというような考えを毛頭、全相互銀行に持っておりませんということを御了承願いたいと思ひます。

それで、週休二日制の問題でございますが、私どもは、七十二行の中で大体六十行ぐらいが何らかの形で週休二日制を実施しております。それで、やりくりをつけて、しかも、労働の強化という点でなしに、あまりに、時差出勤等によりまして、これがために一日休んだから、そのウエートが今度はあくる日に全部かかるんだという

ようなことでなしに、いろいろ組合と協議をいたしまして、そして最も納得のいく方法で週休二日制に準ずるような形をとっておりますので、これも決して私ども週休二日制は相互銀行はだめだといふようなことでは考えておりませんが、私は、金融機関が一番先、週休二日制に踏み切らんだといふことじゃお客さんが困られるだろうと、こう思っております。だから、週休二日制というものは、対外的の立場から、全部が同じようなスタートをするのがほんとうだと、こういうふうに考えております。

○戸田菊雄君 店舗の問題どうですか。

○参考人(尾川武夫君) 店舗は、これは店舗をよけいもちょうどぐあいがいいので、これは固定資産がそこへ重なる、そこへ向けて寝るからというような問題じゃございませぬ、一つ店舗ができる、資金量がうんとふえてまいりますから。しかし、私どもは、大体店舗の周辺一キロ以内のお客さんを全部自分のお客さんにしていう考えは持っております。ですから、店舗は多いほどそういうふうなお客さんがふえてもらえるのでいいのですが、しかし、これは一キロ一店舗なんて、そんなことを考えられる筋でもございせんが、もう少し店舗はたくさんもらいたい。今度、大蔵省のほうの御方針で二年分をいただきました。これは非常にありがたいと思つて、これは安い土地をさがして、そして行員の教育をするとかいうようなことでたいへんプラスになると思いますが、今後といえども、店舗はなるべくよいけいいただきたいと、こういう考えを持っております。

○参考人(小原鐵五郎君) お答え申し上げます。
最初に、統合と申しますか、合併問題のお答えを申し上げます。合併問題につきましては、私どもは、信用金庫の資金量が、地域によりまして非常に経済的に恵まれた地域と、また地域によっては恵まれない地域がございますね。たとえばみますと、山陰地域であるとか、あるいは東北であるとか、また中

国あたりでも、かなり恵まれない地域——九州であるとか、また四国あたりですね。そういう地域と、太平洋ベルト地帯ですね。非常に経済的に恵まれた地域は、比較的住民の資金量も、ふところを持っている金もよい持っているわけなんです。そこには事業会社もいろいろありまして、恵まれている地域と両方ございます。恵まれた地域と恵まれない地域で、恵まれない地域のために、その住民が全部その信用金庫に預金しまして、金額はたいした金額には達しないというふうなところもござります。ござりますけれども、その地域におきまして、その信用金庫が、地域金融機関です。地域内の中小企業なり、一般国民大衆が必要とする資金を十分貸せるような状況ならば、あえて私は合併をする必要はないと。ところが、その地域において、その地域住民にこたえることができないようなものは、これはやっぱり合併なり何なりしてやらなければ困る。

それから合併の相手でございます。われわれのほうは会員組織ですが、株式会社組織の銀行さんと合併することは、その精神においてだいたい違っておりまして、御案内のように信用金庫は、中小企業を健全に育てることと、一般国民大衆の経済力を豊かにするということが、それから、地域住民のしあわせに奉仕すること、こう三つが信用金庫のビジョンになっております。その意味におきまして、株式組織の銀行さん、大きな銀行さんと合併したときには、信用金庫でもって金を持つてるときには、いま申し上げた中小企業なり国民大衆が利用できる金になっております。けれども大きな銀行さんに合併しますという、それは大きな銀行さんでも中小企業のめんどろは見るとは言いますけれども、主として大企業中心の金に、つまり一般大衆の金が、それがどっちかといえば、大きな大企業中心の資金に化けてしまします。そういう意味からいいますと、合併するのは、信用金庫は信用金庫同士の合併がいいんだと、こういうことですね。そうしますれば、精神が同じです。からけつこうですが、ほかの株式組織とは違

と。われわれは株式会社のように株の配当を高めたり、それから、株式を時価発行するとかということとはわれわれはやるべきじゃない、どこまでも配当も八分以内でもって押えておるといふのがわれわれの経営方針でございます。それが全然ほかの金融機関と合併しますという、同じ金が変わってしましますから、そういう意味から、信用金庫は信用金庫同士の合併はいいけれども、まあ別に私は、合併転換法を否定するわけじゃありませんが、まあ経営のあり方としてそういうことが必要だと、こういうふうに出てくるわけなんです。

それからその次の労働過重の問題というふうなことですが、まあ労働過重——信用金庫は先ほど申し上げましたように、北海道の果てから沖縄まで、数多くござります。そういう面からいいますと、まあ地方へ行きまして、若干給与の低い地域もござります。ですから、都市にばかり店がございせんから平均的に若干安いかもしれせんが、しかし、信用金庫も従業員の勤務意欲も高め、また、その人たちのしあわせというのを考えて、かなり働いておる人たちにめんどう見えておるといふことが事実でござります。

それからもう一つの週休二日制の問題でございますが、週休二日制につきましては、これはまあ時代の要請だと私も考えておるわけなんです。時代の要請でござりますが、これをいつ実行するかというところにつきましては、信用金庫にも相手がございます。中小企業なり国民大衆、その地域の住民なりが、われわれが週休二日制にしまして、まあ支障がないという時期を見たときに、これはやるべきでして、われわれの、ただ信用金庫のベースだけで週五日制を実行するということはどうかと思ひますので、その地域なり中小企業の人、それでもまあ一応もう週五日制にしてみたいんだというときがきますれば、いつでもこれは実行したいと、こういうふうに出てくる次第です。相手のことも考えずに金融機関のベースのみで考えるべき問題じゃないと、こういうふうに出

それから店舗の問題でございますが、店舗問題につきましては、最近は大蔵省も二年計画といまして、中期計画を立てていただいて、いろいろ御配慮をいただきまして、ことしあたりもかなりいろいろ御配慮をいただいておりますので、今後とも信用金庫の置かれておる立場を御理解願って、役所のほうでもひとつそういうふうにしていただきたいということをお願いをする次第でございます。

以上でございます。

○戸田菊雄君 三点で終わります、時間がありませんから。

一つは、先ほど証言の中で、中小企業の長期安定供給の問題でちょっとお話があったようにですけども、これはぜひ私も必要じゃないかと思うのですけれども、これは日銀の調査でありますけれども、四十七年の三月末ですね、それでいきますと、大体相銀で一七・四％、信金が二〇・三％、信用組合で五・三％ですから、大体四三・一％は、おおむね中小企業の融資体制というものはとられていて、こういう状況です。ですから、非常にシニアが、信金と相銀の占める割合というのは大きいことはわかるのです。本来制度、立地がそういう状況になっていきますから当然です。これに對してやはり九十四事業所単位もあるのですから、その大部分が中小企業ですから、ぜひ私たちがそういう点は希望しているのです。

問題は、資源の問題ですが、具体的に指摘をされたのは二点言われておりましたけれども、一つは財投の融資体制がとれないかという点、もう一つは、債券発行等の問題をどうするか、こういうことですけれども、これの具体的な信金なり相銀での計画作成というものは進んでおるのでしようか。その辺の内容をひとつ伺いたい。それからもう一つは、信用補完制度の問題ですが、いま国としては、大体百五十万まで無保証、無担保、で、私たちがいろいろ業者と接触をしますけれども、ことに仕立て屋さんなんかやっています。四八ぐらい使って、全くの担保なしでやっている

人が一ぱいいるのですよ、地域には。そういう人たちは四、五十万の金を借りるのに四苦八苦して、最終的に借りられないというのが多いのですよ。だから、こういう人たちのやはり融資体制をできるだけ充足していくということになるとするならば、やはりいまの信用補完制度というものの充実体制はとれないかどうか。考えとしてはあるようでありまして、また制度では充足してないという状況ですね。こういう問題についてもう少し相銀、信金、信用組合等々を含めまして、私は具体的なそういう内容についての策定というものをやってもいいんじゃないかというふうかと、こういうふうに出てくるけれども、その辺の問題が一つです。

それからもう一点は、さっきコストの問題でちょっと出まして、ちょっと失念をしたのですけれども、いまの大蔵省指導の経営基準の問題が障害になってないかどうかというところなんです。これは一律でいっているはずですから、七〇％です。それから、こういう問題のあたりは、もう少し相銀なり信金に對しましては別途考慮、判断があつてもいいんじゃないかと思うのですが、この辺の問題についてはどう一体お考えになっているのかですね、三点ひとつ聞かせてもらいたい。ひとつ率直に聞かせてください。

○参考人(尾川武夫君) 一、等初めのお尋ねは、資金源をどういうふうにかかると、こういうことと、具体的に。

○戸田菊雄君 策定計画あるかどうかということ、具体的に。

○参考人(尾川武夫君) これは私どもは綿密な計算を立てまして、そうして大体期初に計画を立てまして、今年ほどのぐらいたいかないうことが必要かと、それに対する資金はどうするか、この資金をどれだけいただいたらいかなうかというところを計画をいたしまして、大体目的完遂というところで今日までやってまいりました。そういうわけで、やはり私どもは資金計画というものが事業経営の中心になっておりますから、この引き締め

なりまして、これが全く狂ってしまったのでございますが、今日までは大体資金計画を立てまして、資金計画というものは、結局どのぐらいのお客さんが今期はふえていくだろうか、その一件当たりのお客さんはどのぐらいの取引になるんだらうかというふうなこまかい計算をいたしまして計画を立てておりますから、大きな支障を来たしておりませんが、たまたま少し政府の資金でも使わして、受け入れさせてもらおうというふうなことになるれば、またもっと大きな計画を立てる。やっぱり自分のふところ勘定に似合った計画を立てていくんで、それで金がたくさんあれば、どんどんまたお客さんはふえていって、中小企業者のために貢献ができるんですが、そういうわけにもまいりませんので、健全経営のためをえとて、予算、決算というものを十分立てて資金やりをしておるのが現状でございます。

それから、信用補完制度でございますが、これはお説のとおりでございますが、私も地域によりましては、これは非常に利用されていただいているところもありますし、地域によりましてはさほど利用していないところもございます。これもいろいろな歴史があるのでございまして、私が社長をしておりまして十年ぐらい前は、東京都にずいぶん通いました。なかなか相手にしてもらえなかった。その後だんだん開けてきて、今日では東京地区でもずいぶん利用されているといっておりますが、まあ、しかしどうもあんまりそれが十分に満たない点もございまして、この点につきましては、今後は十分利用させていただくというようにしなきゃならぬと申して、私はこの方針を立てたいと思っておりますが、それでその問題につきましては、中国地区で、これは広島を中心とした五行でございますが、ここで中国総合信用保証会社という会社を別途につくりまして、これは住宅ローンの保証をし合おうということが中心でございますが、それから広げていまして、やっぱり信用補完のいまの制度に近いようなものをしようじゃないかという、試みにつくり

まして、いまスタートしたばかりでございますが、これを私は非常に注目しております。これが成功すれば、相互銀行全地区にこれを拡大していきたい。それでもう弱体のお客さんをそういうふうなお互いに保証し合って、御便利をはかっているというふうな考えを持っておる次第でございます。

それから、預貸率でございますが、預貸率は、これはやっぱり大体の金融機関が同じでございます。大体繁閑によらず、こういう引き締めになりますと、非常に融資と、それから資金が詰まってくると思ひますが、大体私は八〇％——二〇％ぐらいのアロウアンスをもって預貸率を堅持しております。まあ、地域によりまして七五％ぐらいのところもございまして、また八五％ぐらいのところもございまして、また八〇％から八二％ぐらいのところを保つていけば、まず間違いのないというふうな経営方針をとっておる次第でございます。

○参考人(小原鐵五郎君) 答えを申し上げます。最初に、長期資金の御質問と思ひますが、長期資金は、信用金庫に、だいたい前でございますが、資金運用部資金を入れていただいたことがございまして、一回でございますが、それ以来全然もう政府のほうから資金運用部資金を入れてもらったことはございまして、今回私が特に皆さんにお願いして入れていただきたいということをお願いする次第です。

それから、信用金庫は、信用金庫の連合会で信用債券を発行していただいて、そうして預かった資金を全国の信用金庫の窓口を通じて、中小企業なり一般大衆に長期資金を供給したい、こういう計画で、まあきょうもお願いした次第でございますが、これができまうようお願いする次第です。どっちかといいますと、農業であるとか、漁業であるとかというものは、農林債券を発行しております。私のほうは、やはり中小企業のため債券の発行を、中小企業者のための、つまり信用債券というものを発行させていただいた

ということをお願いしておる次第でございます。これも全部連合会で扱って、そうして窓口は、信用金庫の窓口でその資金を貸し出す、こういうことでございます。

それから次に、信用補完の問題でございますが、現在信用金庫としましては、全国組織の信用保証協会をつくりたいというように考えておる次第です。これはまあ一件当たり百万円までは無担保、無保証で、信用保証協会の保証で貸し出しができるようなことをいたしたいと、こういうふうに思っております。その場合、保証協会のたてまえからいまして、あれは商工業者でないという保証を受けられない面もございまして、ですから、一般国民大衆に対する資金も、その保証協会でもってやれるようにしたかどうか、こういうように私も考えて、これは保証協会の法律をやはり幾らかいじらなければいけないのだそうでございます。それから、商工業者に限らず、一般大衆に対する百万円以下の金が貸せるようにということとで、現在全国の信用金庫協会の事務局を動員しまして、いま計画を立てております。国でも何か百万円までは無担保、無保証でやるそうだけれども、信用金庫としましては、全国組織でこれをひとつやりたい、こういうふうに思っている次第でございますので、これをやりますときにいろいろと御配慮をいただきたいと思ひます。

それから最後に、預貸率の問題でございますが、信用金庫もかなり中零細企業の資金需要がふえてまいりましたので、大蔵省のほうにお願いいたしまして、現在では八〇％ちょっとこえるような預貸率になっておるといのが現状でございます。まあ、この面では、預貸率が、少しやかましいことを言われてもいけませんから、いろいろお願いを申し上げて、大蔵省のほうでもいろいろ御理解を示していただいているというのが現状でございます。

○戸田菊雄君 ありがとうございます。終わります。

○鈴木一弘君 四、五点になるかと思ひますが、

お伺いをいたしたいと思ひます。

一つは、政府が、従来から証券会社に限られておりました個人の国債購入の窓口を拡大して、国債の個人消化を促進していく、そのことによって貯蓄の手段を多くするとか、あるいは多様化をはかる、あるいは過剰流動性を吸収する、こういうような考えがあり、また他に、国債の金利を大幅に引き上げて、国債購入者を優遇しようというふうな考えがあるようでありまして、この点について、当然証券法を改廃したり、あるいは預金金利との関連等、こういったことがいろいろ問題になってくるわけですが、その点どういうふうに御理解なさっていらっしゃるか。また、都銀、地銀以外、郵便局から信託、長銀、信用金庫、信用組合まで拡大すべしという、そういう声もあるというところであります。その点についての御意見を承りたいと思ひます。それが一つです。

それから……まあ一つ一つつづつやりましょう。

○参考人(尾川武夫君) お話の国債の窓口販売の件でございますが、これは、まあ証券業界がどういふことになりまして、その影響が非常に大きいので、私も、はたしてこれが実行できるのかどうか疑問を持っておりますが、かりに証券業界がよろしいと、それじゃ銀行も窓口で販売してもいいということになりますと、まあどういふような資金がそこに流れてくるかということが問題だと思っております。私も、私も、これは金利にもよりますが、どうも国債を買うと有利だから買いたいのだが、ひとつ預けてある預金を引き出して、そして国債を買って、買いたいのだといううことになりまして、過剰流動性の吸い揚げというものは、一つも役立たない。結局金が窓口から債券に変わるだけだということでございます。それから、これはどうなるだろうか。しかし、やっぱり他の金融機関が窓口でおやりになるのに、相互銀行だけが、そんなサービスはできないというのではないわけでございます。私も、他の金融機関がもしおやりになれば、私も窓口販売をやらしていた

だきたいと考えておりますが、一番心配いたしましたのは、自分のところの金が国債に変わるのでは、中小企業者に貸す金がなくなつちやうので、だから、結局資金が足りないというふうなことになるから、これをどうするかというふうなことを一番心配しております。

それから、短期国債、短期証券の販売でございますが、これは金融機関は取り扱ってもらえないと思つたのですが、これはやっぱり私は、金利との関係がむずかしい問題だと思つておりますが、これは短期証券、まあ国債の窓口にあたりますが、要するに一つは、心配いたしますのは、国債の市場が確立されておるかどうかということ、買ったけれども、さあ必要だから売りたい、しかし、どうやって売つたらいいんだ、売つてから損をするようになったらこれは困るというふうな、しりを持ってこないように、これはやっぱり証券、国債市場のそういうふうな確立が前提になつてくるのじゃないか、こういうふうなことであります。お客さんに迷惑をかけるようなことで売らなかならぬ、売るにしても。

それから、短期債券の問題は、私は、金利の問題でちよつとどういふことになつたか、あまり半年で、六カ月のものが五分五厘だなんだというふうになりますと、利回りから言へばいいんです、が、これとても私どもはやっぱりそういうことを一番懸念しております。もうあんまりたくさん持つてない資金が、こういうものにどんどん流れていくので、じゃしょうがないので、これもやっぱり過剰流動性の、たとえば、いま流れておりますボーナスがそこに流れ込んでいくんだとか、あるいはみんなふところに持つておつて、そして何にもしないが、遊び金があるんだ、これがあつたから、これを買おうというものであれば、これは役立つことでありますが、私どももやっぱり他人さんの預金を預かつて商売をしておりますので、自分たちの経営が圧迫されるような非常に不利な条件でやられるというときには、あまり私は賛成しておりません。

○参考人(小原鐵五郎君) それまでは最初に、国債の窓口販売の問題ですが、いま尾川さんからいろいろお話がございましたけれども、何かこれも都市銀行さんがいろいろなことをやる一環というふうな考へておられる、先ほど申し上げましたように、何もかも自分のところでやつてやろうというところについては、私どもは若干疑問を持っております。そういう面から、あまり私どもは賛成するものじゃございませんが、しかし、ほかの金融機関が、窓口販売するといへば、私のほうでもやっぱり販売したいと、こういうふうな考へております。

それから、その次の問題の、貯蓄手段としての短期国債の問題でございますが、この面につきましましては、いま尾川さんからもいろいろお話がございましたけれども、これをわれわれの窓口で販売したとしても、販売したとしますれば、今度はその販売した人たちが、今度は自分のほうで売りたいという場合に、これは全部こちらで引き受けなきゃならぬ。その場合に、売つた相場よりも安くは引き取れません。額面で、その売つた価格でもつて引き取らなきゃならぬ。やっぱり金利情勢なんかに支配されずに、その店で売つておいて、今度は安く、証券会社ならそれはできるかもしれないが、われわれのほうで、その人に損をさせて引き取るということもできないので、そこらの面でなかなかむずかしいというふうな思つておる次第でございます。

むしろ私は、いろいろ政府のほうで考へてございまして、この機会に——よろしゅうございませうか、ほかの意見で——実は、この過剰流動性をなくすためには、いまの金融機関のマル優制度というものが百五十万円といふことになつております。百五十万円といふことも、個人の預金に限つては、一千万円までは税金を、利子課税を取らないといふことが必要じゃないか。かりにその預金をしましても、現在の金融機関に預けておきます預金のもつた金利の四分の一が税金といふことになつております。この税金がどのくら

いの金額になるかといへば、たいした金額じゃないから、私は、むしろこれは個人預金に限つて一千万円までは全部無税にするということですね。ただ、その場合に、サラリーマンユニオンあたりの御意見がございまして、国民の税負担の公平というのをいわれております。けれども、今度のいろいろのお話伺いますと、まあ百五十万円までの所得の人は、親子で子供が二人の場合には免税といふことで、かなりサラリーマンの人たちの減税もできております。そういう意味から、また貯蓄によつて生活する人に対しても、若干のやうに優遇処置をとつたらよくはないか、こういうふうな思ひまして、私の考へ方でございますが、むしろ過剰流動性をなくすためには、一千万円といつても、六分の金利の六十万円でございますから、その程度まではいまの税金を免除する、こういうふうなことにすることが、むしろ過剰流動性を私にはなくす手段ではないかというふうな思ひますので、一応御参考までに申し上げておきます。

○鈴木一弘君 ようわかりました、いまの御意見は。

いまひとつ、これは多少ダブつてくるかと思ひますけれども、中期預金のことは先ほど御答弁もあつたようですから、ダブるかもしれません、が、お答えいただきたいと思ひますが、郵政大臣の構想によると、できるだけ早い機会に、現行の郵便貯金の非課税限度の百五十万円を三百万、いまの百五十万円を一千万といふお話がございましたけれども、三百万円といふのがあつたわけですね。庶民金融の現行貸出し限度額を十から五十万円に、こういまいわれてきております。中期預金制度が創設された場合には、定期預金の預金者の保護ということと、他面利率の引き上げを検討するということとで、現行の郵便貯金制度を根本的に再検討する、こういうことがいわれておるわけでございますが、いまの非課税限度の問題、信金さんのほうは一千万円といふことでございますから、これは問題がないだろうと思ひますが、それ

の点についての御意見はいかがなものでございましょうか、伺いたいと思ひます。

○参考人(尾川武夫君) 私どもが心配しておりますのは、やっぱりお客さんが同じなんです、郵便局と。一番心配しておりますが、一番郵便局のほうの有利なことは、私どもはもう全部百五十万円ですか、百五十万円以上は税金を取られてしまふ。そして、しかも、これは名寄せをされるんですから、あつちの銀行に預けた、こつちの銀行に百五十万円ずつ預けて、そうして非課税ですといふことは絶対できないわけです。ところが郵便局のほうの実情は、そういうふうな名寄せの制度がないんですから、だから、非課税のところまで、どこへでも、何日、どういふような名義で預けても一向かまわないというところで、金利の面ではほとんど調整をしていただきませんと、そういうふうな面をお考えの上で、やっぱり預金金利をきめていただきませんと、表面上はちよつと郵便局のほうに安いように見えても、実際課税率を引かれますと、まるで逆になつてしまふ、しかも、名寄せが片一方はある。名寄せがないということ、非常に大きなギャップができるから、その点は私どもは非常に心配をしておりますから、こういう面を、もし二年中期預金が始まるのであれば、十分御検討の上、どこの金融機関へ預けても、やっぱり手取り利子というものには変わりはないんだというふうな、取りきめ方をしたい、いただきたいといふことをお願いしたいと思ひます。

○参考人(小原鐵五郎君) 郵便局の問題ですが、私は、どうも日本のいろいろな面で、官業が民業を圧迫するといふふうなシステムですね、これに對して非常に疑問を持つてゐる。そういうことが行なわれておるといふことですね。かりに例をとりますと、この間郵便貯金をしている人に貸し出しが認められたわけですね。ところが、これは郵便貯金の定額貯金担保の貸し付けでございますね。ですから、歩積み兩建ての貸し付けです郵便金にあれば全部歩積み兩建ての貸し付けです

ね。ところが、われわれ信用金庫のようなものがあれをやっておりますという、歩積み両建てとして役所からおこられる。これはどういふことか、私まことに疑問に思っているようなわけなんです、そういう面からも、いろいろと皆さまにひとつ御心配をお願いしたいということです。

それから、郵便貯金が今度百五十万円から三百万円とか、いろいろ郵便貯金の、郵便局のほうでもお考えのようでございますけれども、郵便局のいまお話のありました手取り金利と、われわれ金融機関ですと、四分の一税金を差引きした後の金利と、そこをだいたい手取りが違ってきたんでは、先ほどの民業がますます圧迫されるということでございますので、一般国民大衆の手取りが、郵便局へ預けようが、民間の金融機関へ預けようが、手取りは同じようなやっぱシステムになるような御配慮をお願いしたいというのが私の念願でございます。

以上でございます。

○鈴木一弘君 いま一つは、最近の企業とか、金融機関に対しての、いわゆる社会的責任の問題が非常にいま言われているわけです。特に、国民一般からはきびしい批判があつて、御承知のように物価上昇の原因になったということで、商社の買占めが言われ、その買占め商社への融資の問題、公害たれ流し企業等への融資の問題、関連不動産企業に対する役員派遣、こういうことが非常に強く指摘をされていまいるのは御承知のとおりだと思います。そういう点についてどういふふうにお考えになつてゐるのか。

この間、衆議院で、信金連の石油備蓄公団への融資がちょっと指摘されておりますが、これは本来の信金の目的から逸脱したんじゃないか。ほんとうは開銀なり、そういうところでやるべき問題、石油公団ですか。こういうところで、輸銀等でもやるべき問題ではないかと、こう言われているわけですが、その点についてのお考えを承りたい。

と一緒に、ここに私は、大蔵省から相互銀行の

業種別貸し出しの推移、信用金庫の業種別貸し出しの推移というのをいただきました。これを見ますと、総貸し出し額が昭和四十三年、四十四年あたりと比べると、倍に相銀さんの場合はなつております。しかし、製造業のほうのいわゆる貸し出しの残高というのは、四十四年あたりと比べて一・五倍程度、非製造業は倍をこえるというようになつております。その非製造業の中に、大きいのは不動産業、これは三倍近く、四十三年あるいは四十四年の九月あたりから調べますと、四十七年九月以降三倍近くにこつてきております。そうして卸小売業等は倍いってないといふ、こういうように扱つてゐる金額——件数はそうでもありませんけれども、金額についてはかなりの従来の形とは変わったものになつてきてゐる。また信用金庫のほうも同じように、貸し出しは四十四年三月に比べれば、四十七年九月は倍になつております。残高が、倍よりも少なくなつております。これに対して非製造業の場合は、これはもう倍をこえてゐる。中で、不動産業が四倍ですね。建設業が二倍から三倍の間というふうになつて、卸小売業等は倍いってないといふような形になつております。こういうのを見ますといふと、先ほど私が指摘をしたような点が、やはり若干危惧される面があるだろうという感じを受けるわけであります。その点について、姿勢を正すと言つて言い過ぎかもしれないけれども、これからの方角をしっかりとガイドラインを持つていかなければいけないだろうと感じられるわけですが、その点についての御意見をぜひ伺いたいと思つてゐます。

○参考人(尾川武夫君) 私どもの社会的責任の問題でございますが、私どもは、立法に、相互銀行は国民大衆の貯蓄の増強に資するというのが基本精神になつております。私どもは、これは四十三年に中小企業の専門金融機関となつておりますが、しかし、おい立ちがやっぱり中小企業から始まつております。で、私どもは、やっぱり姿勢は、国民大衆の銀行であるという気持ちでくずしておりません。そうして、地元で預かつた金は地元に戻元していくんだという姿勢をくずしておりません。それから、私どもは、まあ今年四十二年に法律ができてから、中小企業の専門金融機関であるという趣旨に徹しまして、大企業等にはもう極力出しておりません。ある程度出しておりますのは、これはその下請業者を私どものお客さんにするためにある程度つき合つたところがございますが、これとても件数でいへばもうゼロでございますまして、問題になりません、五億以上のところを見まして、そういうわけでございますから、やっぱり中小企業の専門金融機関であるといふことと今後とも徹していきたいと、こういう固い覚悟のほどをお答えいたしておきます。

それから、だいたい製造業、卸業よりも、不動産業のほうへよけい出しているんじゃないかと、こういうことがございまして、あるいはまあこの四十八年の二月の統計を見まして、これは先生がお調べになりましたので、それとをやくく申し上げるわけではございませんが、これを見まして、構成比はこれは不動産業が一〇、それから製造業に二四・八、建設業に九・九、卸小売業に二八・二と、こういうことになつておりますが、実際は、金額からいへば不動産業に流れてゐるじゃないかといふことは、これは御指摘のとおりだと思つてゐますが、これはまあ金融緩慢で、そうして御承知のような土地ブームで、だれもかれも土地だ土地だといふことで騒がれた時代が、やっぱりここへ反映してくるんだと思つておりますが、先般の準備率の引き上げ、この準備率の引き上げが適用されましたときに、私どもは全国七十二相互銀行が一斉にこれを全部自粛するといふことで、現在におきましては、そういうふうなものはお決してかたまった金は出ておらないといふことをお答えいたしておきます。

○参考人(小原謙五郎君) ただいまの御質問に対してお答え申し上げますが、御案内のように、昨年の春以来、去年はまあ金融の緩和時代と申し

ますか、を迎えたわけなんです。そういう関係から、われわれまあ信用金庫としましては貸し出しは、ほかの都市銀行とか、いろいろ銀行からの攻勢にもあつてどんどん減つてしまつたわけですね、昨年は、それで、余裕金がたくさんできたわけなんですけれども、余裕金運用にもかかり去年は苦勞したという年でございました。

そこで、先ほど石油公団のお話、備蓄公団のお話でございますが、これは現在信用金庫の連合会としましては、資金量が現在一兆四千億ばかり金を預かつておるわけなんです。これは、単位信用金庫の余つた資金を合同運用と申しますか、するといふふうなことも一つの事業になつております。それは、地方地方の信用金庫が、小さな金額を個々に運用しますといふと、やはり運用の先がなかつたりなんかして効率的な運用ができないといふので、単位金庫さんに対して、たとえ一厘でもよけいに運用してあげたいといふふうなことから、連合会が資金の集中運用といふことをやっておるわけなんです。その集中運用の中に、集まつた資金を連合会の代理貸しとして、地方の信用金庫に貸し付けしてもらつてゐる面もございまして、それからまた、相当金が、余裕金を持つておりませんといふと、やっぱり全国の信用金庫に問題があつたときには、連合会が資金を導入して心配しなればならぬといふので、余裕金もある程度まで連合会としては持つていなければいかなといふ面もございまして、そういうことからしまして、現在国債も相当買つてございまして、国債も持つておりますし、政府保証債もかなり持つておるわけなんです。それで昨年は資金が余つたもので、それから、できるだけ国債とか政府保証債に運用したわけなんです。そこで、ちょうど石油公団の備蓄公団ができるというので、御案内のようにあれば備蓄公団が四十五日きり日本の石油が維持できないのを、十五日分ふやして六十日にしようといふ計画で、私はかなり国家的な仕事じゃないか、こういうふうに考えたわけですね。そこで、その点については備蓄公団が金を必要とするといふことについてお話があ

民大衆の銀行であるという気持ちをくずしておりません。そうして、地元で預かつた金は地元に戻元していくんだという姿勢をくずしておりません。それから、私どもは、まあ今年四十二年に法律ができてから、中小企業の専門金融機関であるという趣旨に徹しまして、大企業等にはもう極力出しておりません。ある程度出しておりますのは、これはその下請業者を私どものお客さんにするためにある程度つき合つたところがございますが、これとても件数でいへばもうゼロでございますまして、問題になりません、五億以上のところを見まして、そういうわけでございますから、やっぱり中小企業の専門金融機関であるといふことと今後とも徹していきたいと、こういう固い覚悟のほどをお答えいたしておきます。

それから、だいたい製造業、卸業よりも、不動産業のほうへよけい出しているんじゃないかと、こういうことがございまして、あるいはまあこの四十八年の二月の統計を見まして、これは先生がお調べになりましたので、それとをやくく申し上げるわけではございませんが、これを見まして、構成比はこれは不動産業が一〇、それから製造業に二四・八、建設業に九・九、卸小売業に二八・二と、こういうことになつておりますが、実際は、金額からいへば不動産業に流れてゐるじゃないかといふことは、これは御指摘のとおりだと思つてゐますが、これはまあ金融緩慢で、そうして御承知のような土地ブームで、だれもかれも土地だ土地だといふことで騒がれた時代が、やっぱりここへ反映してくるんだと思つておりますが、先般の準備率の引き上げ、この準備率の引き上げが適用されましたときに、私どもは全国七十二相互銀行が一斉にこれを全部自粛するといふことで、現在におきましては、そういうふうなものはお決してかたまった金は出ておらないといふことをお答えいたしておきます。

○参考人(小原謙五郎君) ただいまの御質問に対してお答え申し上げますが、御案内のように、昨年の春以来、去年はまあ金融の緩和時代と申し

出しについて建設業であるとか、不動産業に対する貸し出しのシェアが非常にふえたんじゃないかという御懸念でございますが、これも昨年そういったような非常に超緩慢、つまり緩和時代でございまして、信用金庫としても、やはり自分のほうの円満な経営上、勢いそういうところに流れたのではないかと思っておりますが、しかし、これは最近のいろいろな傾向から考えまして、また役所のほうの御指導もありまして、私どもはかなり思い切った指導を行ないまして、現在信用金庫としましては、いまお話のありました建設業にたくさん金を出すとか、それから、あるいは不動産業に出すとかというふうな面は、もう極力締めるようにということで指導しております、現在もう

○委員長(藤田正明君) 両参考人には、長期間にわたり有意義な御意見を述べいただきましてありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

最終直後引揚者が強制的に税関等に預置された物件は、各税関においても管理に苦慮している現状でもあるので、これを整理する方法として一定期間明示し、該物件の引取り申請をなさしめ、その期間内に引取り申請なき場合は、無主財産とみなし、国庫の帰属の上で引揚者団体（社団法人引揚者団体全国連合会）に無償払下げをされたい。

二四
一から五
価物
物価

昭和四十八年七月三日印刷

昭和四十八年七月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局